

国立大学法人東京医科歯科大学安全保障輸出管理委員会規則

平成23年4月1日
規則第47号

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学安全保障輸出管理規則（平成23年規則第46号）第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 該非判定及び取引審査の審議に関する事項
- (2) 本学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）に係る規則等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (3) 輸出管理に係る教育及び監査の実施に関する事項
- (4) 安全保障輸出管理統括責任者からの諮問事項の調査審議に関する事項
- (5) その他輸出管理に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 安全保障輸出管理統括責任者
- (2) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（医学系）の教授 1名
- (3) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻（歯学系）の教授 1名
- (4) 大学院保健衛生学研究科の教授 1名
- (5) 大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻又は歯学部口腔保健学科の教授 1名
- (6) 教養部の教授 1名
- (7) 各附置研究所の教授 1名
- (8) 安全保障輸出管理責任者
- (9) その他安全保障輸出管理最高責任者が指名する者

2 前項の委員（前項第1号及び第8号の委員を除く。）は、学長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第2号から第7号まで及び第9号に規定する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。

3 第1項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、安全保障輸出管理統括責任者をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、これを主宰する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。

2 議事は、出席委員(委任状を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、統合研究機構事務部において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第46号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月31日規則第108号)

この規則は、平成29年7月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年6月21日規則第58号)

この規則は、平成30年6月21日から施行し、平成30年4月1日から適用する。